

# 令和7年度 市民税・都民税申告の手引き

令和7年度の申告書を提出していただく時期になりました。本紙を参考に申告書を記載のうえ、提出をお願いします。

## 申告書の提出期限は3月17日（月）です

※郵送でのお手続きが便利です。

郵送先 〒184-8504 小金井市役所市民部市民税課市民税係 宛

### 《申告に必要なもの》

#### ①申告書

#### ②マイナンバー（個人番号）及び本人確認ができるもの（次のア、イのいずれか）

ア. マイナンバー（個人番号）カード イ. 本人確認のできるもの（※1）と通知カード（※2）

※1 本人確認のできるものは、公的機関の発行した顔写真付きのもの（運転免許証等）であれば1点、顔写真がついていないもの（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）であれば2点必要です。なお、郵送の際に健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号をマスキングしてご提出ください。

※2 通知カードは、記載事項（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）が住民票の記載事項と一致している場合に限り、マイナンバーを確認する書類として使用できます。

#### ③令和6年中の所得（収入）・所得控除に関する書類

#### ④その他控除の対象となる関係書類（障害者手帳・障害者控除対象者認定書等。郵送でお手続きされる場合は写しを同封してください。）

※詳しくは、市民税・都民税申告書の「申告書に添付・提示する書類」をご参照ください。

※添付書類は申告書に貼らずに提出又は同封してください。

※郵送によりお手続きをされる方で申告受付書が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を明記したもの）を同封してください。

## ■申告が必要となる方

### ①令和7年1月1日現在、小金井市に居住している方（所得の有無は問いません。）

※令和6年中に所得がなかった方も申告してください（非課税証明書、国民健康保険税などの資料として必要です。）。

### ②令和7年1月1日現在、小金井市内に居住していない方で、市内に家屋敷又は事務所・事業所を持っている方

※単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住する方の家族が小金井市内に居住している場合、均等割（家屋敷）課税の対象となります。

## ■次に該当する方は、申告の必要はありません。

### ①令和6年分所得税確定申告書を税務署に提出される（した）方

### ②令和6年中の収入が給与のみで、勤務先から小金井市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方（原則、勤務先に給与支払報告書の提出義務があります。）

### ③令和6年中の収入が公的年金等（遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く。）のみで、控除等の追加がない方

### ④小金井市内の親族に扶養されている方で、合計所得が45万円以下の方（合計所得1,000万円超の配偶者に扶養されている方を除く。）

※小金井市外の親族に扶養されている方は申告が必要です。

※所得金額が記載される証明の発行を希望される場合、申告が必要となります。

### 税務署に確定申告が必要な方

所得税を納める必要のある方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。

・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方

・医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする方 など

### 年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。なお、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）については、この制度の対象外となりますので、ご注意ください。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。確定申告について詳しくは税務署にお問合せください。

武蔵野税務署 ☎0422-53-1311（代表）

【お問い合わせ先（郵送先）】 〒184-8504 小金井市役所市民部市民税課市民税係（第二庁舎3階） ☎042-387-9819（直通）

# 申告書の書き方

## 表面

### 令和7年度 市民税・都民税 申告書 (修正)

#### 1 申告者等に関する事項

- 現住所、1月1日現在の住所、氏名、カナ氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号を①に記入してください。
- 代理人の方が申告する場合は代理人の住所・氏名と申告者との関係、電話番号を②に記入してください。

#### 3 収入・所得に関する事項

- 令和6年1月1日から12月31日までの収入を③に種類別に記入してください。

#### 4 所得控除に関する事項

- 令和6年1月1日から12月31日までに支払った保険料等の支払金額を④の該当する項目に記入してください。

#### 5 人的控除に関する事項

- 扶養親族や同一生計配偶者がいる場合は、⑤に氏名等を記入してください。配偶者・扶養親族のうち、別居している方がいる場合は、申告書裏面Fにその方の氏名、住所を記入してください。
- 配偶者と死別・離婚した方や未婚で子を扶養している方、学生や障害者の方は所得控除の対象となる可能性があります。⑤の該当する項目に記入してください。

#### 6 その他に関する事項

- 住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除の適用を受ける場合は⑥の該当する項目に金額等を記入してください。

#### 7 非課税所得のみ又は収入がなかった方の記入欄

- 令和6年中に申告すべき収入がなかった方は、令和6年中の生活状況について、⑦の1～3で該当するものに○を付け、記入してください。

#### 8 徴収方法の選択

- 給与・公的年金に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法について希望がある場合は、⑧の1、2で該当するものに○を付けてください。希望がない場合は、原則、特別徴収となりますので、ご注意ください。

令和7年度 市民税・都民税 申告書 (修正)

(あて先) 小金井市長  
申告書提出 年 月 日

1 令和7年1月1日の住所  
[家庭世帯課税(事業用課税の場合、その所在地)]  
世帯主の氏名 続柄  
電話番号

2 代理人の住所・氏名と申告者との関係、電話番号を記入してください。

3 収入・所得に関する事項

区分	収入金額(円)	所得金額(円)
営業等	901	301
農業	902	302
不動産	904	304
利子	905	305
配当	906	306
給与	308	
公的年金等	310	
雑業	925	325
その他	911	311
短期	913	313
長期	914	
一時	915	

7 非課税所得のみ又は収入がなかった方の記入欄

8 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

職員記載欄

所得合計	所得控除合計
505	506

4 所得控除に関する事項

社会保険料控除	源泉徴収票	国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険	国民年金保険	その他	所得控除金額(円)
403							403
404							404
406							406
410							410
401							401
402							402

5 人的控除に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	居住	障害の有無	所得控除	特・特別	合計所得金額
本人								509
配偶者								421
扶養親族								
障害者								
学生								
障害者								
その他								

6 その他に関する事項

住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	特定取得の区分	無・特定・特別特定・特別特別	金額
472				472
463				463
464				464
				480
				481
				482
				483

受付印

# 裏面

## A 給与所得の内訳（源泉徴収票がない場合）

- 会社の倒産等、事情により源泉徴収票が手に入らない場合のみ、**A**に内訳を記入してください。

## B 事業収入（営業等・農業）があった方

- 営業等・農業に該当する所得などがあつた場合は、**B**に記入してください。

## C 不動産収入があつた方

- 不動産に該当する所得などがあつた場合は、**C**に記入してください。

## E 所得の内訳（公的年金等以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・分離課税等）

- 土地・建物、株式等の譲渡、上場株式等の配当等や先物取引による所得など、分離課税に係る所得金額などは**E**に記入してください。

## F 別居の扶養親族等に関する事項

- 別居している方の氏名、住所を**F**に記入してください。
- 国外居住親族で扶養控除の適用を受ける場合は、親族関係書類（次の①、②のいずれか）、送金関係書類（外国送金依頼書の控え等）及びその翻訳文が必要で、
  - ①戸籍の附票の写し等と国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
  - ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）とその翻訳文
 ただし、30歳以上70歳未満の国外居住親族の場合は、上記のほか特定の要件を証する書類が必要となります。（留学の事実がわかる書類や38万円以上の送金をした事実がわかる書類など）

**A 給与所得の内訳（源泉徴収票がない場合）**  
 所得税の源泉徴収をしていない事務所に勤務していた場合などは、次の該当する事項を記入してください。

月	日給（税込）	勤務日数	月収（税込）
令和6年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			

給与等  
合計金額  
事業所（給与支払者）の所在地と名称  
(電話番号)

**B 事業収入（営業等・農業）があつた方**

事業内容	項目	金額
収入金額	売上金額	
	雑収入	
	① 小計	
	仕入れ	
	租税公課	
	水道光熱費	
	旅費・交通費	
	通信費	
	損害保険料	
	修繕費	
必要経費	備品消耗品費	
	減価償却費	
	事務所賃料	
	② 小計	
③ 専従者控除額		
所得金額	④-①-②-③	

**C 不動産収入があつた方**

事業内容	項目	金額
収入金額	家賃収入	
	地代収入	
	礼金・権利金	
	更新料	
	① 小計	
必要経費	固定資産税	
	損害保険料	
	修繕費	
	借入金利子	
	② 小計	
③ 専従者控除額		
所得金額	④-①-②-③	

**D 事業専従者**

氏名	生年月日	氏名	生年月日
	明・大・昭・平・令		明・大・昭・平・令
続柄	個人番号	続柄	個人番号
従事月数	専従者給与（控除）額	従事月数	専従者給与（控除）額

**E 公的年金等以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・分離課税等があつた方**

種類	支払者・場所	収入金額	必要経費	特別控除等	所得金額
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				*雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				*雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				*雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				*雑所得は記載不要	

**F 別居の扶養親族等に関する事項**

別居（国外を含む。）の同一生計配偶者、控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族がいる場合、その方の氏名と住所を記入してください。

氏名（フリガナ）	住所
	外の場合は、国名を記入してください

**G 家屋敷課税・事業所課税に関する事項**

令和7年1月1日に小倉井市に居住していない方で、  
 市内に事務所・事業所等がある場合は、  
 市内に家屋敷がある場合は、  
 市内に家屋敷がない場合は、  
 市内に家屋敷がない場合は、

(事業所課税該当) 業種・屋号: \_\_\_\_\_  
 (該当) 住所での課税の有無 有 ・ 無

**H 所得金額調整控除に関する事項（表面5欄に記入した親族以外の23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族）**

別居者の場合、F欄へ住所の記入をしてください。

氏名	個人番号	続柄	生年月日	居住	障害の程度
			令	同・別国 居・外	身体・精神・愛・認定書 程度

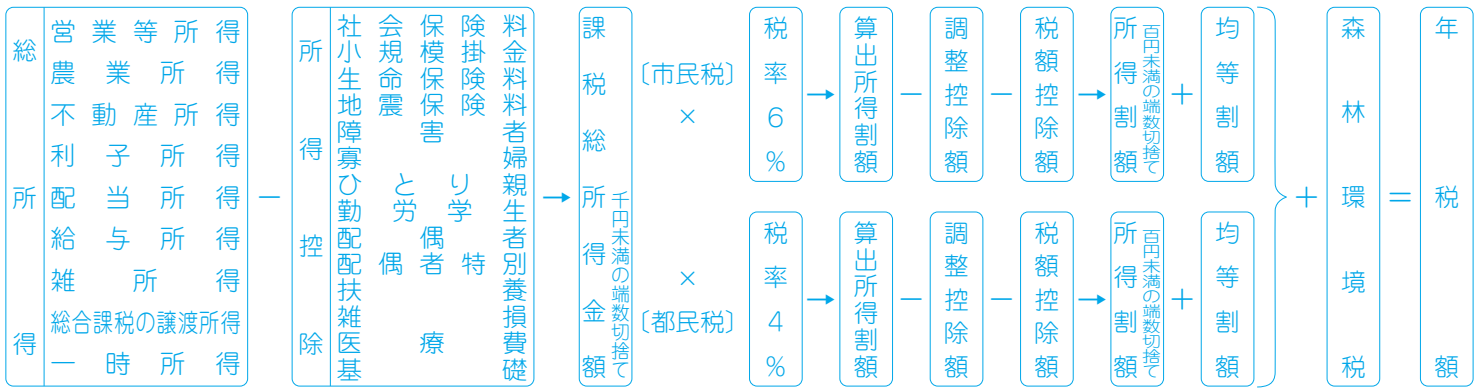
## G 家屋敷課税・事業所課税に関する事項

- 令和7年1月1日現在、市内に居住していない方で、市内に事務所・事業所等がある場合は**G**の1、家屋敷がある場合は2に○を付けてください。

## H 所得金額調整控除に関する事項

- 所得金額調整控除の対象者で、以下のいずれかに該当する場合は**H**に同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記入してください。
  - ①同一生計配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされており、特別障害者
  - ②扶養親族が他の納税義務者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、特別障害者又は23歳未満

## ◎市民税・都民税の計算のしかた



※配当割額又は株式等譲渡所得割額の申告がある場合は、所得割額から控除し、控除できなかった額があるときは、均等割額等へ充当又は還付します。

## ①所得金額

### ◎所得の種類

事業等	販売業、製造業、不動産業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、医師、作家、外交員などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育その他これに類する生産などの事業から生じる所得
不動産	不動産等の貸付けによる所得
利子	預貯金・公社債の利子ならびに貸付信託や公社債投資信託の収益の分配による所得
配当	株式・出資の配当などによる所得
給与	給料、賃金、賞与などの所得（源泉徴収票が収入金額を証明できる書類が必要です。） ※特定支出控除についてはお問い合わせください。

雑	◎公的年金等：厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの所得（所得金額の求め方は下記を参照） ◎業務：副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの ◎その他：互助年金、生命保険契約などに基づく年金、作家以外の方の印税、原稿料などの所得
譲渡	総合課税の譲渡：土地・建物等以外の資産（車両・機械・ゴルフ会員権など）の譲渡による所得
一時	賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険金の満期返戻金などの所得
分離	土地、建物等の資産の譲渡ならびに株式等の譲渡による所得や上場株式等の配当による所得

### ◎給与所得金額の求め方

令和6年中の給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円～1,799,999円	A×60%+100,000円
※ 1,800,000円～3,599,999円	A×70%-80,000円
※ 3,600,000円～6,599,999円	A×80%-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円

※ 1,628,000円～6,599,999円までの収入については、[(収入金額÷4,000円)【小数点以下切り捨て】×4,000円]の端数処理後を収入金額として計算する。  
※給与収入金額が850万円を超え、下記のAからウのいずれかに該当する場合、給与所得から下記の式で計算した額を控除する。  
ア 本人が特別障害者  
イ 23歳未満の扶養親族を有する  
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する  
(☆)所得金額調整控除額 = [A (上限1,000万円) - 850万円] × 10%  
適用を受ける場合は、申告書裏面「所得金額調整控除に関する事項」必要事項を記入してください。

### ◎公的年金等に係る所得金額の求め方

受給者の年齢	令和6年中の公的年金等の収入金額の合計額(B)	公的年金等所得金額		
		公的年金等の雑所得以外の合計所得金額 <sup>ア</sup>		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の方 (昭和三十一年一月一日以前に生まれた方)	3,299,999円以下	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	B×75%-275,000円	B×75%-175,000円	B×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B×85%-685,000円	B×85%-585,000円	B×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B×95%-1,455,000円	B×95%-1,355,000円	B×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満の方 (昭和三十一年一月一日以後に生まれた方)	1,299,999円以下	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	B×75%-275,000円	B×75%-175,000円	B×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B×85%-685,000円	B×85%-585,000円	B×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B×95%-1,455,000円	B×95%-1,355,000円	B×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円以上を超える場合、給与所得から下記の式で計算した額を控除する。また、左記「◎給与所得金額の求め方」の(☆)の控除がある場合は(☆)の控除後の金額から控除する。  
所得金額調整控除額 = [給与所得控除後の金額 (上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円)] - 10万円

## ◎非課税基準

### A. 均等割、所得割及び森林環境税が非課税になる方

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の①又は②の方（右表の早見表をご参照ください。）  
①本人のみ…45万円以下  
②扶養親族がいる場合… [35万円×(本人+扶養人数) + 10万円+21万円] 以下

### B. A以外の方で所得割が非課税になる方

- 前年の総所得金額等の合計が、次の①又は②の方  
①本人のみ…45万円以下  
②扶養親族がいる場合… [35万円×(本人+扶養人数) + 10万円+32万円] 以下

扶養人数	合計所得金額
0人	450,000円
1人	1,010,000円
2人	1,360,000円
3人	1,710,000円
4人	2,060,000円

※扶養人数には、同一生計配偶者も含まれます。

### ▼合計所得金額

市民税・都民税の均等割・所得割の対象となる損益通算後の各種所得金額の合計（純損失・雑損失の繰越控除前の各種所得金額の合計）

### ▼総所得金額等

合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除を差し引いた後の金額

※地方税法等の改正があった場合、内容が変わることがありますのでご承知おきください。

## ②所得控除

### ◎所得控除の種類

#### 雑損控除

令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が災害や盗難、横領により住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合（証明書が必要です）。

●控除額は次のいずれか多い方の金額

- I (損失額－補てん額)－総所得金額等の10%の金額
- II 災害関連支出額－5万円

#### 医療費控除

下記「◎医療費控除について」をご参照ください。

#### 社会保険料控除

令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った健康保険料、国民健康保険（税）料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などがある場合（国民年金保険料は証明書が必要です）。特別徴収で納めた社会保険料は本人分です。申告できません。

#### 小規模企業共済等掛金控除

令和6年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金又は心身障害者扶養共済の掛金がある場合（証明書が必要です）。

#### 生命保険料控除

令和6年中にあなたが支払った生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料などがある場合（証明書が必要です。ただし、旧生命保険料に係るもので1契約9,000円以下のものは除きます。）。平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

●新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約など）に基づく場合の控除額

新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料の控除額は、それぞれ次の計算式に当てはめて計算した控除の金額。上記3つの保険料でそれぞれの支払いがある場合は、各控除額の合計金額（上限は70,000円）

前年中に支払った保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+ 6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

●旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約など）に基づく場合の控除額

旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の計算式に当てはめて計算した金額。両方の支払いがある場合は、各控除額の合計金額（上限は70,000円）

前年中に支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払額×1/2+ 7,500円
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

●新契約と旧契約それぞれ両方の契約がある場合の控除額

新契約と旧契約のそれぞれの計算式で求めた控除額の合計金額。ただし、生命保険と個人年金の控除限度額は各28,000円。生命保険、個人年金及び介護医療の合計控除限度額は70,000円

#### 地震保険料控除

令和6年中にあなたが支払った地震保険料、長期損害保険料などがある場合（証明書が必要です）。控除額は契約内容と支払額に応じて次により計算した金額。

●地震保険料控除

支払地震保険料の2分の1相当額（上限25,000円まで）

●平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）

支払った保険料の金額	旧長期損害保険料控除額	地震保険料控除額
5,000円以下	全額	支払額×1/2 (限度額25,000円)
5,001円以上	支払額×1/2+2,500円 (限度額10,000円)	

●地震保険及び旧長期損害保険の両方の契約がある場合

それぞれの控除額の合計金額（控除限度額は25,000円）

#### 配偶者控除

あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（内縁関係や青色・白色事業専従者を除く。）を有する場合。

※老人控除対象配偶者……年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）

#### 配偶者特別控除

あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円超、133万円以下）を有する場合。控除額は配偶者の合計所得金額により異なります。

#### 扶養控除

あなたと生計を一にする合計所得金額が48万円以下の控除対象扶養親族（青色・白色事業専従者を除く。）を有する場合。16歳未満の扶養親族についても非課税限度額の算定などの際に使用するため、申告してください。

※特定扶養親族……年齢19歳以上23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）

※老人扶養親族……年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）

※同居老親等……老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で同居している方

#### 障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。

※特別障害者……身体障害の程度が1・2級又は精神障害が1級、知的障害が重度の方など

#### ひとり親控除

あなたが単身者で総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の場合。

#### 寡婦控除

あなたが夫と死別（生死不明、未帰還を含む）もしくは離婚し、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族を有し、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の場合。

なお、夫と死別し、令和6年中の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族の有無を問いません。

#### 勤労学生控除

あなたが勤労学生で、令和6年中の合計所得金額が75万円以下（このうち給与所得等以外の所得が10万円以下）の場合。

#### 基礎控除

一律に受けられる控除です。※前年の合計所得金額が2,500万円を超える方を除く。

控除額は右上の表を参照してください

### ◎医療費控除について

#### ●必要書類

医療費控除及びセルフメディケーション税制を受ける方は、明細書の提出が必要です。領収書の添付のみでは申告できません。

#### 1. 医療費控除

明細書に記載する事項

①診療等を受けた方の氏名 ②病院・薬局等の名称

③支払った医療費の額 ④補てん金額

※ 医療保険者が発行する医療費通知（定められた事項の記載があるもの）を添付する場合、その分については明細書への記載を省略できます。

#### 2. セルフメディケーション税制

明細書に記載する事項

特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）の

①購入先の名称 ②医薬品の名称 ③購入額 ④補てん金額

申告にあたっては、健康の保持増進、疾病の予防として一定の取組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費を支払った場合に、選択できます。

※ 上記1、2の明細書による申告に使用した領収書及び一定の取組みを行ったことをあきらかにする書類等は、自宅で5年間保存する必要があります。市・税務署から求められた場合、提示又は提出しなければなりません。

#### ●医療費控除の選択について

医療費控除を受ける方は、まず、医療費分として申告されるか、セルフメディケーション税制分として申告されるかをご選択ください。併用することはできませんので、いずれかの欄にご記入ください。一度ご選択いただくと、この年分について今後、変更することができませんので、ご注意ください（(例)セルフメディケーション税制を選択するつもりで「1.通常の医療費控除」の区分に○をつけてしまった。⇒医療費として計算されますので「差引負担金額」の欄の金額が10万円以下の場合、控除額がゼロになる可能性があります。10万円以上の場合でも、控除額は本来セルフメディケーション税制が適用された場合より少なくなってしまう。）。

#### ●控除額の求め方

#### 1. 医療費控除

(支払医療費－補てん額)－(10万円が総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)

※ 控除上限額 200万円

#### 2. セルフメディケーション税制

(スイッチOTC医薬品購入額－補てん額)－12,000円

※ 控除上限額 88,000円

市民税・都民税の所得控除には、所得税と所得控除とは控除金額が異なるものがあります。その場合には、源泉徴収票や確定申告書に記載されている控除金額と税額決定納税通知書に記載されている金額とは異なります。

以下の控除に該当するかどうかは、令和6年12月31日の現況によります。令和6年中に死亡または出国した場合は、その時の現況によります。

### ◎基礎控除

合計所得金額	控除金額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### ◎配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者本人の合計所得金額			控除金額		
			900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般(S30.1.2~) 老人(~S30.1.1)	33万円	22万円	11万円
	48万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超100万円以下			
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		

### ◎扶養控除

所得控除の種類	控除金額	
扶養控除	特定(H14.1.2~H18.1.1)	45万円
	老人(~S30.1.1)	38万円
	同居老親等(老人扶養のうち同居の直系尊属)	45万円
	16歳未満(H21.1.2~)	0円
	その他(上記以外)	33万円
障害者控除	特別	30万円
	同居特別	53万円
	その他	26万円
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	

## ③税率

### ◎所得割の税率

区分	税率
市民税	6%
都民税	4%

### ◎分離課税の税率

区分		市民税	都民税	
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	
	軽課	3%	2%	
長期譲渡所得	一般	3%	2%	
	優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える部分	3%	2%
	居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3%	2%	
一般株式等の譲渡所得		3%	2%	
上場株式等の譲渡所得				
上場株式等の配当所得				
先物取引による所得				

## ④税額控除等

### ◎調整控除

所得税と市民税・都民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合、個人市民税・都民税の所得割から次の額を減額する。

区分	控除金額の計算方法
合計課税所得金額が200万円以下	次のいずれか小さい額の5%（市民税3%、都民税2%） ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超	[(所得税との人的控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額 - 200万円)]の5%（市民税3%、都民税2%） ただし、算出金額が2,500円未満の場合は2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合はこの控除の適用はありません。

### ◎配当控除

課税標準額	市民税	都民税
1,000万円以下	配当所得×1.6%	配当所得×1.2%
1,000万円超の部分	配当所得×0.8%	配当所得×0.6%

### ◎配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

	市民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5を控除	2/5を控除

配当所得・株式等譲渡所得のうち「特定配当所得」・「特定株式等譲渡所得」（上場株式及び特定口座での源泉徴収有りを選択したもの）で前年中に源泉徴収された市民税・都民税額

### ◎寄附金税額控除

寄附先	控除額
都道府県・市区町村（ふるさと納税）	次の①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から控除 ①（寄附金-2,000円）×10%（市民税6%、都民税4%） ②（寄附金-2,000円）×〔90%-（所得税の適用税率×1.021）〕（市民税3/5、都民税2/5 ※②は市民税・都民税の調整控除後の所得割の20%が限度）
東京都共同募金会及び日本赤十字社東京支部	（寄附金-2,000円）×10%（市民税6%、都民税4%）
都条例で指定	（寄附金-2,000円）×4%（都民税のみ）
市条例で指定	（寄附金-2,000円）×6%（市民税のみ）

### ◎住宅借入金等特別税額控除

次の①～③すべてに該当する方が対象です。

- ①所得税で住宅借入金等特別控除が適用されている方
- ②住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれなかった方
- ③居住開始年が平成21年から令和6年12月までの方  
控除される金額は次のア～ウのうち、最も小さい額が適用されます。（市民税3/5、都民税2/5）  
ア）所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった金額  
イ）所得税の課税総所得金額等の額に5%（居住開始年が平成26年4月から令和3年12月までで、消費税率が8%または10%であった場合は7%）を乗じて得た金額  
ウ）97,500円（居住開始年が平成26年4月から令和3年12月までで、消費税率が8%または10%であった場合は136,500円）

※令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税額が10%かつ一定の期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得に係る契約を行った場合は、居住開始年が平成26年4月から令和3年12月までで、消費税率が8%又は10%であった場合の方と同じ控除限度額が適用となります。

## ⑤均等割・森林環境税

### ◎均等割額

区分	金額
市民税	3,000円
都民税	1,000円

### ◎森林環境税（国税）

金額	1,000円
----	--------

### ◎家屋敷課税について

例えば、扶養者が単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住しており、小金井市内にそのご家族が居住するための家を所有している場合、家屋敷課税（地方税法第294条第1項第2号）の対象となり均等割のみ課税されます。

この税は、扶養者の方が、所有権、賃貸権の所在にかかわらず、実質的に小金井市内に住居を持つことにより一定の行政サービス（ごみ処理等）を受けていることに対し、一部税をご負担いただくものです。

この場合、他自治体もしくは国外に居住される扶養者の方も申告が必要な方に該当されますので、忘れずにご申告ください。